

鶴久保小学校 P T A 規約

第1章 名 称

- 第 1 条 本会は、「横須賀市立鶴久保小学校 PTA」（以下「本会」という）と称し、任意加入団体とする。本会の事務所は、横須賀市立鶴久保小学校（以下「本校」という）内に置く。

第2章 目 的

- 第 2 条 本会は次の目的をめざして活動する。
1. 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
 2. 児童の幸福のため、保護者と教職員が協力する。
 3. 児童の教育的環境をよくする。
 4. よい保護者、よい教職員となるようにつとめる。

第3章 方 針

- 第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
1. 特定の政党宗派にかたよることなく、また営利的な行動は一切行わない。
 2. 本会、または本会役員の名でどんな営利的企業も支持しないし、また他のどんな職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。
 3. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉も受けない。
 4. 児童の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 5. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第4章 会員資格及び入退会手続き

- 第 4 条 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。
1. 学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者で代表者1名とする。（1世帯1名）
 2. 学校に勤務する教職員。
 3. この会への入会希望者は入会届を提出し、入会は入会届の受理を持って行う。
 4. 在学中・在任中は退会届の提出がない限り継続とする。
 5. この会の退会は、以下イ・ロの通りとする。
 - イ. 自動退会：児童の転校または卒業、勤務校の異動により会員の資格を失う場合。

ロ. 任意退会：自由意志によって退会する場合。退会届を提出し、本会発行の退会届受領証の受領を持って退会となる。

第 5 条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。

第 6 条 会員はすべて第 2 章の目的をめざし第 3 章の方針に従って活動する。

第 5 章 経 理

第 7 条 本会の活動に要する経費は会員及び、その他の収入によってまかなわれる。会費は 1 世帯について年会費 3,300 円とする。また年会費は転校等で本会を辞しても返金される事はない。

第 8 条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第 9 条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 6 章 役 員

第 11 条 本会の役員は次のとおりとする。

会 長 1 名

副 会 長 2～3 名

書 記 2 名 (教職員 1 名 保護者 1 名)

会 計 2 名

各役員は他の役員を兼ねることはできない。

第 12 条 各役員の任期は 1 年とする。ただし、3 年は同一役職の留任を妨げない。

第 13 条 役員は総会において承認を得なければならない。

第 7 章 会計監査委員

第 14 条 本会の経理を監査するために 2 名の会計監査委員を置く。

第 15 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。留任はできない。

第 16 条 会計監査委員は総会において承認を得なければならない。

第 8 章 総 会

第 17 条 総会は全会員を以って構成され、本会の最高決議機関である。

第 18 条 総会の定足数は会員の 3 分の 1 とする。会員を招集しての総会開催が困難な場合は、会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、書面または電磁的記録により全会員の 3 分の 1 が意思表示をした時に、総会の決議があったものとする。また、未回答や白票は同意とみなす。

第 19 条 総会は会長が招集する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合または会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は役員、各常置委員会並びに特別委員会の委員長、副委員長及び校長、教頭を以って構成される。

第21条 運営委員会は次の業務を行う。

- ① 総会に提出する議案の立案と調整。
- ② 総会の決議に基づいた本会の事務の運営。
- ③ PTA主催・共催の行事の実施。

第22条 運営委員会の成立は、構成員の3分の1以上の出席により成立する。また議決については出席者の過半数の賛成による。

第23条 運営委員会は会長が招集する。ただし、構成員の2分の1以上の要求があった場合には、会長は運営委員会を招集しなければならない。

第10章 常置委員会及び特別委員会

第24条 本会の活動に必要な常置委員会を置く。

常置委員会の設置については細則で定める。

第25条 必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第26条 常置委員会及び特別委員会はいかなる事項についても、運営委員会の承認を得なければ、実行に移すことができない。

第11章 個人情報の取り扱い

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「PTA個人情報保護規程」に定め、適正に運用するものとする。

第12章 改正

第28条 本規約は総会において出席者の過半数の承認により改正することができる。

平成30年4月1日より、本改訂版を施行する。

令和5年4月1日より、本改訂版を施工する。

「細 則」

第1章 役員ならびに会計監査委員の選出及び就任

- 第 1 条 役員ならびに会計監査委員の選出及び就任は次のとおり行われる。
1. 各学年の保護者は互選により若干の推薦委員を選出する。
 2. 教師の中から互選により2名の推薦委員を選出する。
 3. 運営委員（教職員を除く）の中から互選により2名の推薦委員を選出し、そのうち1名を推薦委員長とする。
 4. 推薦委員の氏名を10月までに発表する。
 5. 推薦委員会は各役員ならびに会計監査委員の候補者を推薦する。
 6. 推薦委員会は総会の少なくとも一週間前までに候補者の氏名等を全会員に知らせる。
 7. 役員候補者の追加推薦は総会の際、会員中からもすることができる。ただし、出席会員の3分の1以上の賛成を必要とする。
 8. 候補者の氏名は、推薦委員によってされる場合も会員中からされる場合もその氏名を発表する前に、被推薦者の同意を得なければならない。
 9. 役員及び会計監査委員は総会において承認を得る。
 10. 推薦委員は役員候補者になることはできない。
- 第 2 条 会長欠員を生じた時は副会長がその職務を行う。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じた時は運営委員会の中よりこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第2章 役員職務

- 第 4 条 会長の職務は次のとおりである。
1. 本会を代表し、会務をつかさどる。
 2. 総会及び運営委員会を招集する。
 3. 各常置委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。
 4. 推薦委員会及び会計監査に関する集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第 5 条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をつとめる。
- 第 6 条 書記の職務は次のとおりである。
1. 総会ならびに運営委員会の議事及び本会の活動に関する事項を記録する。
 2. 諸種の記録通信その他の資料を保管する。
 3. 会長の指示に従って本会の通信を行う。
- 第 7 条 会計の職務は次のとおりである。
1. 総会で決定した予算について会計事務を処理する。

2. 会計監査委員の承認を得て決算報告をする。

第3章 総会

- 第 8 条 定期総会は、原則として5月及び2月に、次の事項のために開催する。
1. 5月総会 会員の確認ならびに新委員に関する報告、前年度事業報告、決算報告の承認、年間計画ならびに年度予算の審議決定。
 2. 2月総会 翌年度役員ならびに会計監査委員の承認。

第4章 常置委員会及び特別委員会

- 第 9 条 常置委員会として広報委員会、厚成交流委員会、安全委員会を置く。
各委員会の委員は互いに連携し、学級活動に協力する。
- 第 10 条 特別委員会はその任務を終えると共に解散する。
- 第 11 条 各常置委員会及び特別委員会の委員は会長が委嘱する。
- 第 12 条 常置委員会の委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、すべての常置委員会の委員長・副委員長を通し再任は妨げない。また、委員の任期は1年とする。
- 第 13 条 広報委員会は会員が本会の活動を理解するようにつとめ、会員相互の連絡と親睦をはかる。
- 第 14 条 厚成交流委員会は児童及び会員の福利厚生をはかり、保護者間の親睦を深め、学級学年及び学校との相互連絡をはかる。また、児童の健康を増進するため学校の保健活動に協力する。
- 第 15 条 安全委員会は児童の安全環境の維持につとめる。
- 第 16 条 教職員は、いずれかの常置委員会に属し、各委員会への配置は校長がこれを定める。また、校長は学校管理ならびに教育上、各常置委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 17 条 新しくPTAクラブを設立するには、会則、年間行事予定、資金計画書を、運営委員会に提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

第5章 通信費

- 第 18 条 通信費については、以下基準により支給するものとする。
1. 一年間の通信費として、本会役員については3,000円支給するものとする。
 2. 一年間の通信費として、常置委員会正副委員長については2,000円支給するものとする。
 3. 通信費については、現金支給とし各自、領収証に署名の上、精算する。
 4. 通信費の支給については、年度始めの運営会議の日に支給するものとする。

第6章 改正

第19条 本細則は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成がある場合は改正することができる。

また、改正の結果は総会において会員に報告しなければならない。

平成17年2月24日 改正

平成20年4月1日 改正

平成23年4月1日 改正

平成26年4月1日 改正

平成27年5月1日 改正

平成28年5月2日 改正

平成30年4月1日 改正

令和2年2月6日 改正

令和4年5月1日 改正